

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	復水脱塩装置再生用水ポンプ（A）点検において、インペラキー溝及びシャフトキー溝に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（50-19）点検において、アキュムレータ窒素ガス充填弁ボンネットより窒素ガスリーク（微量）が認められたため、当該弁を修理	D	
3	2号機	原子炉建屋1階北西非常用二重扉点検において、当該扉内に結露水の発生が認められたため、当該扉内を点検・清掃	D	
4	4号機	非常用ガス処理系バックアップサンプリング装置点検において、空気加熱器サーモスイッチ部の変色及び仮設ホースの一部損傷が認められたため、当該部を修理及び対応検討	D	
5	4号機	取水設備バー回転式スクリーン（D・E・F・G）点検において、駆動側・反駆動側のブッシュに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
6	4号機	原子炉補機冷却水系原子炉格納容器内空調機入口配管ヘッダドレン弁及び空調機（C）冷却水戻り配管ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）点検において、ターニング装置本体植込みボルトに折損、曲り、ねじ山の摩耗が認められたため、当該ボルトを交換	D	
8	5号機	計装用空気系空気圧縮機（A）出口空気温度スイッチの引出し挿入において、空気圧縮機（A）のトリップ事象が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器入口配管ベント弁の開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全開でランプが両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
10	6号機	水素・酸素注入設備酸素配管パージ用ガス入口弁にシートパス（かに泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで